

答申第 339 号

平成 19 年 11 月 28 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 5 月 8 日付けで諮問された校長等昇格基準等文書一部非公開の件
(諮問第 389 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の教育事務所が所管する市町村教育委員会から提出された平成19年3月31日付け退職及び4月1日付け異動に係る内申書のうち、在職年数（私立及び計の欄の情報を除く。）並びに校長人事異動に係る神奈川県教育委員会3月定例会議案のうち、勤続年数及び特定の異動対象者の年齢は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、平成19年4月17日付けで、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

ア 「市町村立学校の管理職の任命について」（以下「本件内規」という。）

イ 特定の教育事務所が所管する市町村教育委員会から提出された平成19年3月31日付け退職及び4月1日付け異動に係る内申書（以下「本件内申書」という。）

ウ 校長人事異動に係る県教育委員会3月定例会議案（以下「本件議案」という。）

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 不服申立人は、特定の中学校校長に就任した者（以下「本件校長」という。）が校長の任命要件を満たしていない可能性があることから、校長就任について疑問を抱いている。このことについて、市町村民ひいては県民に広く知らせる必要があると考え、議員として議会で問題にするため本件行政文書の公開請求を行った。

イ 非公開とされた公務員の退職事由については、どのような事由であっても、公務員を辞職するという以上、個人のプライバシーには該当しないと考えるため公開すべきである。

ウ 実施機関は、本件行政文書の一部を非公開とした理由を、公開するこ

とにより個人の権利利益を害するおそれがあり、また、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、そのようには考えない。

エ 本件内規を公開すると、特別な配慮ができなくなるということであればそうかもしれないが、特別な配慮が教育行政で行われていたのであれば問題であり、実施機関の説明については納得し難い。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 実施機関は、県内市町村の公立学校の学校経営者（校長及び教頭）に就任するための昇格等の内規のすべて並びに特定の教育事務所が所管する校長及び教頭に係る3月31日付け退職及び4月1日付け異動について各市町村教育委員会から内申のあった日と県教育委員会で審議した日の分かる文書（平成18年度）との不服申立人の情報公開請求に対して、本件内規、本件内申書及び本件議案を特定した。

イ 本件内規は、市町村教育委員会が県教育委員会に対し、次年度の新たな校長及び教頭にふさわしいと考える者を候補者として推薦する際に、公平かつ候補者の一定水準を確保するために候補者資格の要件を定めた内部規定である。

ウ 本件内申書は、市町村教育委員会が県教育委員会に対し、退職、昇任等の発令を依頼するために作成するものであり、市町村教育委員会からの発令依頼文と辞職、昇任等の項目別の様式である。

エ 本件議案は、校長の任免が、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定により、県教育委員会への付議事項となっているため作成したものである。

オ 本件行政文書のうち、非公開とした情報（以下「本件非公開情報」という。）は次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
本件内規	任命の要件（以下「本件任命要件」という。）
本件内申書のうち、辞職に係る様式（以下「本件辞職様式」という。）	a 所属及び所属コード b 氏名 c 職員番号 d 性別 e 年齢 f 調整額支給の有無 g 退職事由等 h 退職手当
本件内申書のうち、昇任（採用）に係る第13号様式（以下「本件第13号様式」という。）	a 年齢 b 職員番号 c 現在級号給及び発令年月日 d 在職年数 e 免許状の種類の一部 f 最終学校、学部、学科、課程及び卒業年月 g 内申理由
本件内申書のうち、配置換及び転任採用に係る様式（以下「本件配置換等様式」という。）	a 年齢 b 職員番号 c 免許・資格の免許状の種類の一部 d 現給料、調整月数及び発令年月日
本件内申書のうち、昇任配置換、昇任及び昇任採用Cに係る様式（本件第13号様式を除く。）（以下「本件その他様式」という。）	a 年齢 b 職員番号 c 免許・資格の免許状の種類の一部 d 現給料、調整月数及び発令年月日 e 発令給料、調整号給及び調整月数
本件議案	a 年齢 b 勤続年数 c 退職理由

(2) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当性について

本件内申書及び本件議案に係る非公開情報は、個人の情報であって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。また、当該情報は、職務遂行情報ではなく人事管理上保有する情報であるため、同号ただし書ウに該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 各市町村教育委員会は、本件任命要件を満たした者の中から、日常の服務監督から把握している管理職としての能力を総合的に判断し、県教育委員会と協議の上、選考し推薦に至っており、さらに、県教育委員会

は推薦を受けた者に対し、任命権者としての判断を行い、昇任を決定している。本件内規は、毎年見直しを行い、必要に応じて改めており、また、本件任命要件を満たしている者すべてが推薦され、あるいは昇任するものではない。

イ 本件任命要件に該当した後の選考の過程等については、本件内規に記載されていないため、本件任命要件を公開した場合、当該要件を満たすことが直ちに管理職に昇任するものという誤解を生じることとも想定され、過去の人事異動結果に対する誤解のみならず、今後の人事異動に向けて、外部から誤解に基づく干渉、介入等を招くおそれがあり、人事政策に支障をきたすことから、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるので、本件内規のうち、本件任命要件については、条例第5条第4号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭により意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

実施機関は、県内市町村の公立学校の学校経営者（校長及び教頭）に就任するための昇格等の内規のすべてとの請求に対して、校長及び教頭候補者の資格要件を定めた内部規定である本件内規を特定した。

また、特定の教育事務所が所管する校長及び教頭に係る3月31日付け退職及び4月1日付け異動について各市町村教育委員会から内申のあった日と県教育委員会で審議した日の分かる文書（平成18年度）との請求に対して、市町村教育委員会から県教育委員会あてに提出された校長及び教頭の退職等に関する発令依頼文とその添付様式からなる本件内申書並びに校長の人事異動について県教育委員会に提案するために作成された本件議案を特定した。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、次に掲げる項目は、特定の個人が識別される情報と認められるので、同号本文に該当すると判断する。

a 本件辞職様式

(a) 所属及び所属コード

(b) 氏名

(c) 職員番号

(d) 性別

(e) 年齢

(f) 調整額支給の有無

(g) 退職事由等

(h) 退職手当

b 本件第13号様式

(a) 年齢

(b) 職員番号

(c) 現在級号給及び発令年月日

(d) 在職年数

(e) 免許状の種類の一部

(f) 最終学校、学部、学科、課程及び卒業年月

- (g) 内申理由
- c 本件配置換等様式
 - (a) 年齢
 - (b) 職員番号
 - (c) 免許・資格の免許状の種類の一部
 - (d) 現給料、調整月数及び発令年月日
- d 本件その他様式
 - (a) 年齢
 - (b) 職員番号
 - (c) 免許・資格の免許状の種類の一部
 - (d) 現給料、調整月数及び発令年月日
 - (e) 発令給料、調整号給及び調整月数
- e 本件議案
 - (a) 年齢
 - (b) 勤続年数
 - (c) 退職理由

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア又はエ該当性について

前記ア(イ)に掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 退職事由について、不服申立人は公務員を辞職する以上公開すべきであると主張しているが、一般に公表されている事実は認められないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件議案における異動対象者の年齢については、特定の対象者の生年月日が特定市町村議会における議事において言及され、かつ、ホームページに掲載されていることが認められる。生年月日が公にされていれば、年齢を容易に計算し得ることから、本件議案のうち、特定の異動対象者の年齢については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号ただし書イに該当すると判断する。

c 前記ア（イ）に掲げるその余の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 本件内申書に記載された在職年数（私立及び計の欄の情報を除く。）及び本件議案に記載された勤続年数については、各教員の現在及び過去の公務員としての勤務期間を表しているものであり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものと認められるので、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。

b 前記ア（イ）に掲げるその余の情報は、人事管理上保有する身分取扱いに関する情報であるため、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

るもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものとされる。

ウ 実施機関は、本件内規は、市町村教育委員会が県教育委員会に対し、次年度の新たな校長及び教頭にふさわしいと考える者を候補者として推薦する際に、公平性及び候補者の一定水準を確保するために候補者資格の要件を定めた内部規定であり、毎年見直しを行い、必要に応じて改めており、また、本件任命要件を満たしている者すべてが推薦され、あるいは昇任するものではないと説明している。

さらに、本件任命要件に該当した後の選考過程等については本件内規に記載されていないことから、本件任命要件を公開すると、当該要件を満たすことが直ちに管理職に昇任するものという誤解を生じることとも想定され、過去の人事異動結果に対する誤解のみならず、今後の人事異動に向けて、外部から誤解に基づく干渉、介入等を招くおそれがあり、人事政策に支障をきたすとも説明している。

エ 本件内規は管理職の候補者資格の要件を定めている内部規定であることから、組織内の人事政策に係る情報であると認められる。

本件任命要件を決定するに当たっては、任命権者である県教育委員会に相当の裁量権が認められていると解され、必要に応じて本件内規を改めるなど弾力的な運用を行っているものと認められる。このように本件任命要件は裁量権の範囲内で定められているものであり、変更される可能性があるにもかかわらず、公開すると、固定された要件であり、かつ、管理職昇任に係る必要なすべての要件であるとの誤解を生じさせるおそれがある。

また、本件任命要件を満たしている者すべてが推薦され、又は昇任するものではないことから、公開すると、本件任命要件と過去の人事異動結果を照らし合わせることにより、人事に関する不当かつ不要な予見を持つおそれがあり、実施機関がこれらを払拭する説明をすることは多大な困難を生じると認められる。将来に向けても、誤解に基づいた先入観と実際の人事異動結果に齟齬をきたすことにより、勤務意欲の減退及び勤務能率の低下を招くおそれがある。

さらに、実施機関は本件内規を必要に応じて改めていると説明していることからすると、外部の者が県教育委員会に対して本件任命要件に関して、要件の変更を求めるなどの不当な干渉、介入等を行うおそれがあると認められる。

オ したがって、本件任命要件を公開すると、任命権者の人事政策に支障を及ぼし、又は、その裁量権の適切な行使を妨げるおそれがあり、また、今後、反復継続される管理職昇任人事に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 5 月 10 日	○ 諮問受理
5 月 14 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 12 日 (第 63 回部会)	○ 審議
6 月 15 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 15 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 13 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 23 日 (第 64 回部会)	○ 審議
8 月 7 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 20 日 (第 65 回部会)	○ 審議
10 月 26 日 (第 66 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	部 会 員 会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部 会 員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成19年11月28日現在) (五十音順)